

令和9年度 久慈市奨学生【予約採用】募集要項

久慈市では、就学のある意思があるにもかかわらず、経済的理由のため就学が困難な方に対して、返還の必要がある奨学金を無利子で貸付します。

1 申込資格

次の要件をすべて満たしている方が申請できます。

- (1) 保護者が久慈市内に住所を有していること
- (2) 本人が高等学校又は大学、専修学校等に進学を希望又は在学していること
- (3) 品行方正、学業優秀かつ身心とも健全であり、学資の支弁が困難と認められる者であること

2 貸付額及び募集人数

対 象 者	貸 付 額	募集人数
高等学校進学希望者又は在学者	月額2万円	若干名
大学（短期大学を含む）進学希望者又は 在学者	月額3万円または月額5万円	若干名
2年以上の就学を要する専修学校等進 学希望者又は在学者	月額3万円または月額5万円	

3 申請書類

申請には、次の書類を提出してください。

- (1) 奨学金貸付申請書（様式第1号）
- (2) 学校長推薦書（様式第2号）
- (3) 成績証明書【開封無効】
- (4) 在学証明書（大学在学中の場合）
- (5) 所得課税証明書（令和7年分）

※ 久慈市内に住所がある場合は、添付を省略することができます。

※ 市県民税の未申告、修正申告等により課税状況を確認できない場合や、奨学生の申請をする年の1月1日に久慈市に住民登録がない場合は、貸付申請書に署名した場合であっても、所得課税証明書が必要となる場合があります。

4 申請受付期間

令和8年9月1日（火）から令和8年10月9日（金）まで【期限厳守】

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝は受付不可）

5 申請先

久慈市教育委員会事務局教育総務課（久慈市役所3階）

※受付時に内容を確認しますので、窓口へ直接持参してください。

〒028-8030 久慈市川崎町1番1号

久慈市教育委員会事務局教育総務課総務係 TEL 0194-52-2154

6 貸付期間

奨学生採用時から正規の就学期間（休学期間等は貸付不可）

7 貸付方法

奇数月の第2金曜日（祝日の場合は直前の平日）に、2か月分をまとめて奨学生本人名義の預金口座に振り込みます。

8 連帯保証人

奨学金の貸付を受けようとする方は、連帯保証人を2人立てなければなりません。

連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金償還の義務を負うことになります。奨学生が償還できない場合は、連帯保証人に奨学生に代わって償還していただきますので、ご理解の上申請してください。

- (1) 連帯保証人のうち1人は、久慈市に住所を有する父母又はこれに代わる人で、償還等の責任能力を有する人
- (2) (1)以外の連帯保証人は、(1)の者とは別に独立した生計を営み、奨学金の償還に責任能力を有する人（原則として市内に住所を有する人）

9 貸付の決定

- (1) 申請者の人物、学力、健康及び経済的事由の評価を基に奨学金選考委員会において選考し、選考結果は、申請者宛に11月下旬を目途に通知します。
- (2) 上記において貸付の決定を受けた者は、進学が決定し貸付を必要とする場合は、進学する学校の合格通知書の写しを提出してください。

10 採用決定後の手続き等について

- (1) 奨学金の貸付を受ける期間中は、毎年4月末までに在学証明書を提出すること。
 - (2) 進学した学校の卒業後は、就職報告書を提出すること。
 - (3) 奨学生は、常に住所を明らかにし、次の事由が生じたときは、遅滞なく異動届を提出すること。
 - ・ 休学、復学、又は退学したとき。
 - ・ 本人の身分、住所その他申請内容に異動を生じたとき。
- ※卒業の見込みがないとき、退学したとき、又は奨学生の資格に欠ける事由があったときは、貸付を廃止する場合があります。

11 償還（返済）について

- (1) 償 還 額 全額（貸付を受けた奨学金の総額）
- (2) 償還開始日 貸付終了後の翌月
- (3) 償 還 方 法 年賦・半年賦・月賦
- (4) 償 還 期 限 貸付を受けた期間の4倍の期間
- (5) そ の 他 進学、災害又は傷病その他真にやむを得ない事情がある場合は、償還を猶予することができます。